

宇部市人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市人材確保支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、就職・転職情報サイト等の活用や、労務管理の専門家等によるサポートを受けて職場環境を改善する取組、またICT導入による業務の効率化を図り、労働環境を改善する取組を行うことで人材確保を目指す市内の中小企業者に対し経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、大学、専修学校等の卒業予定者、離職者、転職希望者、UIJターン希望者、女性その他の求職者（以下「求職者」という。）に市内中小企業への就職を働きかけ、求人と求職のマッチングを図るとともに、市内中小企業の人材確保と求職者の市内就職を促進することを目的として交付する。

(対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に有する事業所への採用及び配属を目的として補助対象事業を行う、市税の滞納のない法人とする。ただし、第5条第1項に掲げる求人情報発信支援事業（就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業）については、過去3年間において、それぞれの事業に該当する就職・転職情報サイトの利用履歴がない法人を対象とするものとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者
- (5) 国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受けて同種の事業を行う者

(対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、一事業者あたりの申請可能な補助事業は、同一年度につき次の各号のうち一事業とする。

- (1) 求人情報発信支援事業
就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業

求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業
採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業
Web 説明会・面接ツールの導入を行う事業

(2) 働き方改革推進支援事業

働き方改革、健康経営に関する研修等を行う事業

就業制度、人事制度の改善、充実を行う事業

I C T活用による業務改善促進事業

働き方改革、健康経営に関するアドバイザー支援事業

(補助金の限度額等)

第6条 本補助金の限度額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請しようとする対象事業者は、補助事業実施日より前に、宇部市人材確保支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) 法人登記事項証明書

(5) 市税の滞納がないことを証明する納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、第5条各号に掲げた補助事業について、前条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で交付決定を行い、申請者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により内容を審査した結果、不交付とする場合は、申請者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 前条第1項の規定により本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の変更(軽微な内容変更及び減額変更を除く。)又は中止をする場合は、宇部市人材確保支援事業費補助金事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更又は中止の承認)

第10条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、承認するときは、宇部市人材確保支援事業費補助金事業変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者（前条の規定により補助事業の変更の承認を受けた者を含み、中止の承認を受けた者を除く。）は、市長が別に定める日までに、宇部市人材確保支援事業費補助金事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算報告書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、第8条第1項の規定に基づく交付決定額（第10条の規定により補助事業の変更の承認を受けた者は変更承認後の額）の範囲内で本補助金の額を確定し、速やかに宇部市人材確保支援事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた者が本補助金の交付を受けようとするときは、宇部市人材確保支援事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに請求者に本補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取り消し）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により本補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱で付した条件に違反したとき。
- （3）前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該事業者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、当該事業者に対し、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により本補助金の返還を命じたときは、当該事業者に対し、宇部市人材確保支援事業費補助金返還命令書（様式第10号）により通知する。

（内定の状況報告）

第17条 補助事業のうち、交付決定日の属する年度の翌年度末卒業予定者を対象とした就職情報サイトに会社情報を掲載する事業を行う補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の10月末日までに、その内定状況について宇部市人材確保支援事業費補助金内定状況報告書（様式第11号）により、市長に報告しなければならない。

（採用の状況報告）

第18条 補助事業のうち、交付決定日の属する年度の翌年度末卒業予定者を対象とした就職情報サイトに会社情報を掲載する事業を行う補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の4月末日までに、その採用状況について宇部市人材確保支援事業費補助金採用状況報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

（関係図書等の保存）

第19条 本補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

別表（第6条関係）

補助事業		補助対象経費	補助率	補助限度額
求人情報発信支援事業	就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用	1 / 2	20万円
	求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料（社員の交通費、宿泊費等経費は対象外。）		
	採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に外注する際の費用		
	Web説明会・面接ツールの導入を行う事業	会社説明会や採用面接をWebで行うための導入費用（必要となる情報通信機器の購入費用等を含む。）（月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。）		
働き方改革推進支援事業	働き方改革、健康経営に関する研修等を行う事業	働き方改革や健康経営を推進するため、経営陣や推進担当部署への研修等（1,2回程度の講習会や個別指導）を実施する際の費用（講師の交通費を含む。）（一般社員向けのみの研修は対象外。）	2 / 3	
	就業制度、人事制度の改善、充実を行う事業	就業制度及び人事制度の充実に向けたコンサルティングを外注する際の費用		
	ICT活用による業務改善促進事業	情報共有化、業務効率化のためグループウェアやRPA等を導入するための費用（※ハードウェアは対象外。）（月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。）		
	働き方改革、健康経営に関するアドバイザー支援事業	働き方改革や健康経営を推進するため、専門家による支援（目標の設定から達成に向けた数か月間に渡る長期的な支援）を受ける際の費用		